

音楽科教育におけるミニマム・エッセンシャルズ策定に関する基礎的研究

— 島根県高等学校における事例を中心に —

A basic study for the determination of the Minimum Essentials for the music education at school
— With special reference to the case of senior high school in Shimane prefecture —

河 添 達 也*	多 賀 秀 紀**
Tatsuya KAWASOI	Hidenori TAGA
森 脇 治 夫***	木 村 浩 太****
Haruo MORIWAKI	Kouta KIMURA

要 旨

本研究は、音楽科教育におけるミニマム・エッセンシャルズを策定する上での可能性について、島根県高等学校音楽教育研究会及び島根大学教育学部芸術表現教育講座河添研究室による共同研究として推進し検討するものである。本稿では、第一段階として島根県及び全国における音楽科教育を取り巻く状況を確認し、それを踏まえたこれまでの研究活動を整理することにより、ミニマム・エッセンシャルズ策定に至るまでの過程を明らかにしている。

キーワード

高等学校 音楽科教育 ミニマム・エッセンシャルズ 学習指導要領 基礎・基本

*島根大学教育学部芸術表現教育講座

**島根大学大学院教育学研究科教育内容開発専攻

***島根県立島根中央高等学校

****島根県立横田高等学校

I はじめに

平成21年3月に改訂された高等学校学習指導要領は、「音楽Ⅰ」の目標を「音楽の幅広い活動を通して、生涯にわたり音楽を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、創造的な表現と鑑賞の能力を伸ばし、音楽文化についての理解を深める」¹⁾と定め、「生涯にわたって音楽を愛好する心情」を育み、「音楽文化についての理解を深める」ことを新たに示した。平成15年には、第7次学習指導要領の一部改正による「基準性」の明確化により、学習指導要領が示していない内容を授業で取り扱うことが可能となった。しかし、大綱的な基準としての性格をもつ学習指導要領²⁾は、各学校や教員が創意工夫を凝らした授業展開を企図することが可能である一方、その表記から達成目標を正確に読み取ることは困難が伴うと考えられる。中内(1971)は、法令による目標規定から実践における目標を見出すことの困難さを指摘し、「法における目標設定はこれでよいのだが、実践における目標は、これとは別につくらなければならないときがあることに注意したい」³⁾と述べているが、この中内による指摘にあるような達成目標を具体化させる研究が、本研究において取り上げる「ミニマム・エッセンシャルズ」の策定である。ミニマム・エッセンシャルズの定義及び概念等は、後述するように「基礎・基本」、あるいは中内の指摘にある「達成目標の具体化」ということができる⁴⁾。

本稿は、音楽科教育におけるミニマム・エッセンシャルズ策定の可能性を、高等学校（以下、高校）における選択必修科目である「音楽Ⅰ」に特化したうえで追求し、それらのもつ諸課題を明らかにすることを目的としている。

II 研究方法と先行研究の検討

本研究は、島根県高等学校音楽教育研究会（以下、高音研）と島根大学教育学部芸術表現教育講座河添研究室（以下、河添研究室）が共同研究として推進するものである。筆者（多賀）は、平成20年度から高音研の研究活動にオブザーバーとして参加する機会を得、両組織に所属する立場から研究に参加した。

高音研は、「県内の高校生に音楽Ⅰの授業を通して身につけさせたい力について、内容及び学習指導要領との関連を明確にする」というねらいを設定し、研究を推進している。研究の詳細については後述するが、筆者（多賀）は、高音研が設定したこのねらいを「学習指導要領を踏まえ、授業を通して生徒に身につけさせたい基礎・基本を決定すること」と換言できると考えた。そして、このことが教育用語として用いられている「ミニマム・エッセンシャルズ」策定に相当する旨を、河添研究室から高音研に理事会に対し提言し、島根県の高校音楽科におけるミニマム・エッセンシャルズ策定に向けた研究を推進することになったのである。

しかし、音楽科教育におけるミニマム・エッセンシャルズ策定を企図した先行研究は、管見では存在しない。よって、梅埜(1990)による高校生物に関する研究⁵⁾を先行研究として採用する。梅埜は、ミニマム・エッセンシャルズを、「国民的教養としての生物教育は何をどこまで教えるべきか」⁶⁾を追求することであるとし、教科書の調査によって生物用語の抽出を試みている⁷⁾。梅埜は、抽出した用語の数が生徒にとって極大な負担であることを指摘し、このことを根拠としたミニマム・エッセンシャルズの策定と、それに基づいた学習内容の精選及び軽減の必要性を主張した。そして、教育関係者⁷⁾を対象としたアンケート調査⁸⁾に基づいて、

「高校生物教育課程試案」(以下、試案)を作成している。9つの大項目からなる試案はさらに3段階に分けて示されており、そのうちの「[Aランク]」がミニマム・エッセンシャルズと定義され、教育課程において扱う分野を細分化したいわば「小項目」のような形式をとっている([図1])。

Ⅲ ミニマム・エッセンシャルズの定義

まず、本稿のキーワードである「ミニマム・エッセンシャルズ」の定義及び概念について確認する。『コンサイス外来語辞典』によるミニマム・エッセンシャルズの定義は次のとおりである。

最低要求水準。教育課程を編成する内容のうち最小限度学習させるべきものと考えられる、必要不可欠な知識・技能・態度など。⁹⁾

ここにちでは、ミニマム・エッセンシャルズの同義的用語として「基礎・基本」が用いられる場合もある¹⁰⁾。高等学校芸術科音楽(以下、高校音楽科)の授業を担当する教員は、高校教育の目的¹¹⁾とするところにより各々が高度な専門性を有している。したがって、教員間での授業内容や手法の差異は生じることがむしろ当然でもあり、各教員の有している専門性にもとづく高度な授業展開がなされていると考えられる。しかし、教員がいかなる専門性を有しつつ授業を行う場合においても、学習指導要領による上で最低限の、いわば「共通な学習事項」を児童・生徒は身につける必要がある。このような「共通項」こそが、先述の定義から想定される「ミニマム・エッセンシャルズ」の意味するところである。

しかしながら、教育用語として用いられているミニマム・エッセンシャルズの意味するところは多岐にわたっており、一律に定義することは困難であるといえる。例えば、現代におけるミニマム・エッセンシャルズの策定は教育目標の具体化の研究として位置付けられており、Bloomによる「教育目標の分類学」に詳しい¹²⁾。また、今野(1990)は、ミニマム・エッセンシャルズの決定が、特定社会における子供に対する、基礎学力の量と質を決定することに相当することを述べている。わが国で、ミニマム・エッセンシャルズの同義的用語あるいは訳語として、「基礎・基本」が多く用いられている事実¹³⁾は、この今野の指摘によって裏付けられていると考えられる。

教育用語としての基礎・基本は、昭和51年12月の教育課程審議会答申において、初めてその概念が示された。また、平成20年1月の中央教育審議会答申においても、基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視する方向性が示されており、基礎・基本の重視が現在の学校教育における最も重要な事項の一つとされていることは言うまでもない。

Ⅱにおいて述べた、河添研究室の高音研に対する提言は、ミニマム・エッセンシャルズの有する以上のような性格に根拠を求めている。

Ⅳ 高校音楽科を取り巻く状況

ここでは、高校音楽科を取り巻く鳥根県及び全国の状況について、資料等に依拠しつつ俯瞰

しておきたい。

高校のみならず、小学校及び中学校を含む音楽科を取り巻く状況は、学校種を問わず厳しさを増しているといわれている。平成17年9月22日付の『教育新聞』は、音楽科を含む義務教育段階におけるいくつかの教科・科目を選択制にする旨の意見が、中央教育審議会の席上で出されたと報じた¹⁴⁾。この記事は、高校音楽科の単位数削減や選択制導入の是非について報じていないものの、高校音楽科の存続に関してこれを楽観視することはできないと考えられる。

1. 単位数の推移

〔表1〕は、学習指導要領の改訂等に伴う高校音楽科の単位数の推移をまとめたものである。

昭和48年度実施の学習指導要領において、「音楽Ⅱ」の単位数は4単位から2単位に削減されたものの、新たに設けられた「音楽Ⅲ」に削減された2単位が充てられる形となっている。したがって、3年間で習得が可能な単位数は、合計6単位のままで維持されていることになる。

〔表1〕¹⁵⁾ 高校音楽科 単位数の推移

科目／年度	音楽／音楽	音楽Ⅱ	音楽Ⅲ
昭和23	2～6	—	—
昭和26	2～6	—	—
昭和31	2・4・6	—	—
昭和38	2	4	—
昭和48	2	2	2
昭和57	2	2	2
平成6	2	2	2
平成15	2	2	2
平成25	2	2	2

次に、卒業時まで生徒が履修する単位（以下、卒業単位数）に占める、必ず履修すべき音楽科の単位数（以下、音楽科必修単位数）の割合の推移を、これまでの学習指導要領に基づいて以下に示す（〔表2〕）。

〔表2〕¹⁶⁾ 学習指導要領改訂に伴う音楽科必修単位数等の推移

年度	卒業単位数	音楽科必修単位数合計	音楽科必修単位数の卒業単位数に占める割合
昭和31	85単位以上	2単位	2.3%
昭和38	85単位以上	3単位	3.5%
昭和48	85単位以上	3単位	3.5%
昭和57	80単位以上	3単位	3.8%
平成6	80単位以上	3単位	3.8%
平成15	74単位以上	2単位	2.7%
平成25	74単位以上	2単位	2.7%

音楽科必修単位数は、昭和31年度実施の学習指導要領総則において初めて規定された。昭和38年度実施の学習指導要領からは3単位のまま推移したものの、平成15年度実施の第7次学習指導要領では、2単位が残るにとどまっている。同時に、卒業単位数が80単位以上から74単位以上に削減され、卒業単位数に占める音楽科必修単位数の割合も低下していることが分かる。

2. 開設率

次に、文部科学省による「教育課程の編成・実施状況調査」の、平成19年度における結果から、全国における高校音楽科各科目の開設率を示す（[表 3]）。

[表 3]¹⁷⁾ 高校音楽科 各科目の年次別開設率(全国)

	普通科			専門学科			総合学科		
	1 年次	2 年次	3 年次	1 年次	2 年次	3 年次	1 年次	2 年次	3 年次
音楽Ⅰ	97.2%	11.6%	8.0%	61.5%	6.6%	7.0%	94.5%	18.4%	11.8%
音楽Ⅱ	0.4%	70.1%	27.0%	0.1%	8.0%	8.5%	0.0%	71.0%	37.3%
音楽Ⅲ	0.3%	0.4%	48.5%	0.0%	0.0%	2.2%	0.4%	0.4%	42.0%

高校音楽科を含む高校芸術科の履修に関しては、高等学校学習指導要領に「芸術のうち「音楽Ⅰ」,「美術Ⅰ」,「工芸Ⅰ」,「書道Ⅰ」のうちから1科目」¹⁸⁾を履修することが示されている。

まず、音楽Ⅰに関しては、普通科及び総合学科において高い開設率を示していることがわかる。1 年次での開設率は100%に満たないものの、2 年次以降の開設状況から推測すると、以後に履修することが可能であるとも考えられる。一方、専門学科における開設率は約60%にとどまっている。また、2 年次以降の開設率を考慮しても、こちらは音楽Ⅰを履修する機会が完全に保障されているとはいえないと考えられる。

次に、音楽Ⅱに関して述べる。音楽Ⅱの履修には音楽Ⅰの履修が前提となるため、2 年次以降で音楽Ⅱを開設する高校が大半であると考えられる。普通科及び総合学科における開設率は、2 年次においてそれぞれ70%台であり、音楽Ⅰの1 年次における開設率よりも低下していることがわかる。このことは、既に指摘したように「Ⅱ」以降の科目が必修として扱われていないことが理由であろう。また、専門学科においては、2 年次における開設率が8%ほどである。このことは、履修を希望する生徒への対応が不十分である状況を示すに十分であるといえる。

音楽Ⅲに関しては、普通科及び総合学科の3 年次における開設率が50%を下回っており、専門学科では2.2%である。

併せて、島根県の高校について、[表 3] の形式に基づいて作成したものを以下に示す（[表 4]）

[表 4]¹⁹⁾ 高校音楽科 各科目の年次別開設率(島根県)

	普通科			専門学科			総合学科		
	1 年次	2 年次	3 年次	1 年次	2 年次	3 年次	1 年次	2 年次	3 年次
音楽Ⅰ	100.0%	20.8%	0.0%	66.7%	19.0%	2.4%	100.0%	0.0%	0.0%
音楽Ⅱ	0.0%	33.3%	25.0%	0.0%	0.0%	4.2%	0.0%	33.3%	0.0%
音楽Ⅲ	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

普通科及び総合学科における、音楽Ⅰの開設率は100%である。このことは、すべての生徒に対して音楽Ⅰを選択できる機会を保障しているといえる。一方、専門学科における音楽Ⅰの開設率は全国並みの66.7%であり、こちらはすべての生徒に対して音楽Ⅰを選択できる機会を

保障し得ていない。さらに、専門学科における2年次及び3年次の開設率は、それぞれ19.0%、2.4%であり、場合によっては、3年間を通して履修出来ない可能性があることを示していると考えられる。

そして憂慮すべきは、音楽Ⅱ及び音楽Ⅲの開設状況である。普通科及び総合学科の2年次における音楽Ⅱの開設状況はそれぞれ33.3%であり、全国値を大きく下回っている。専門学科では0%であり、3年次において4.2%であるものの、いずれにしても開設率は低い。また、音楽Ⅲの開設率は普通科を除いて0%であり、島根県の高校生には、3年間を通じて音楽を選択する機会が保障されているとはいえない。

3. 教員数

ここでは、島根県の高校音楽科の教員数の推移について、島根県教育委員会の発行する『島根県教職員名簿』により、平成11年から平成20年までの10年間にわたって教諭及び常勤講師別に示す（〔表5〕）。また、島根県の公立高校に勤務する教員数²⁰⁾に対する高校音楽科の教員数の割合も併せて示した²¹⁾。なお、非常勤講師については、同名簿への掲載がないことから人数の把握が困難であり、集計の対象から除外している。

〔表5〕 島根県における高校音楽科教員等の推移

年度/職階	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
教諭	23 人	26 人	26 人	26 人	27 人	24 人	24 人	22 人	23 人	23 人
常勤講師	3 人	2 人	2 人	2 人	0 人	4 人	3 人	5 人	3 人	3 人
合計	26 人	28 人	28 人	28 人	27 人	28 人	27 人	27 人	26 人	26 人
割合	1.45%	1.58%	1.6%	1.58%	1.57%	1.66%	1.65%	1.69%	1.66%	1.7%

〔表5〕は、高校全体の教員数に対する高校音楽科の教員数の割合が1%台を維持し、突出した増減はみられないことを示している。また参照した『島根県教職員名簿』によれば、高校音楽科教員の配置は、各校につき1名となっているのが現状である。

V 高音研による研究活動

これまで示してきた状況下で、島根県の高校音楽科教員同士が学校間を超えた情報交換を求めるようになってきた。このことから高音研は、組織内にワーキンググループ（以下、高音研研究部会）を立ち上げ、教員間での情報の交換及び共有に向けた取り組み及び研究に着手したのである。

1. 組織の概要

高音研は、島根県内の高校²²⁾に勤務する音楽科教員による研究組織であり、「高等学校音楽教育の向上をはかり、情操教育の深化に心がけ。会員相互の融和と自主的な研究活動を促進し、高等学校の音楽教育の発展を期すること」²³⁾を目的としている。平成21年度は島根県内の公立及び私立高校合わせて32校が所属している。これまで高音研は、毎年2回程度の公開授業を伴

う「協議会」及び年 1 回の研究発表を伴う「研究会」を活動の中心としており、昭和47年から平成19年まで38年間にわたり38回の公開授業を実施した。平成20年度には、公開授業を伴う 2 回の協議会、創作の授業を主題とした研究会、「第47回島根県高等学校音楽コンクール」、「音楽教育研究会」、「全日本音楽教育研究会全国大会」及び「第39回中国・四国音楽教育研究会香川大会」への派遣が行われた。

さらに、Ⅳの 3 において指摘した、高校音楽科教員の配置をはじめとする状況のもと、島根県内の高校音楽科教員同士が、授業の質を向上させることを目的として、学校間での情報共有を図りつつ研究活動をおこなうようになってきている。

2. 研究活動

具体的な研究活動として、「有志による音楽教育研究会」及び平成19年度に実施された「各学校の年間指導計画等の収集調査」を挙げることができる。ここでは、この 2 つの活動について詳述する。

(1) 「有志による音楽教育研究会」

「有志による音楽教育研究会」は、高音研を構成する島根県の高校音楽科教員が自主的に集まり、相互研鑽をおこなう場として設定されている。先述した「協議会」とは異なり、5 名から 6 名程度のメンバーで構成された小規模な研究会の形態をとっており、大規模な協議会に対する補完的な役割も併せもっている。ここでは、参加者が各自で作成した資料を持ち寄った上でディスカッションを行うことになっており、トピックの設定は参加者の裁量に任されていることから、興味のある題材や取り上げたい話題を自由に設定することができる。以下に、平成20年 6 月 30 日及び平成20年10月 3 日に開催された有志による音楽教育研究会の詳細を示す([表 6], [表 7])。なお、トピックは「」を用いてそのまま転載し、トピックが立てられていなかった資料については、筆者が内容を要約し記述している。

[表 6] 「有志による音楽教育研究会」の詳細(平成 20 年 6 月 30 日)

日 時	平成 20 年 6 月 30 日 月曜日
場 所	島根県立松江農林高等学校音楽室
参 加 者	高音研に所属する音楽科教員 6 名(資料提供は 5 名), 筆者
内 容	参加者が持参した資料に基づくディスカッション
ト ピ ッ ク	A 教諭:「昨年度の実績と反省」,(添付資料あり) B 教諭:卒業式,授業におけるミュージカルの扱いについて C 講師:「授業時数」,「年間計画」,「ちょっと一言」,「授業について」,「終わりに」,(添付資料あり) D 教諭:「〇〇高校に赴任して」 ²⁴⁾ , (添付資料あり) E 教諭:「〇〇ピアノ教室」 ²⁵⁾ , (添付資料あり)

〔表 7〕「有志による音楽教育研究会」の詳細(平成 20 年 10 月 3 日)

日 時	平成 20 年 10 月 3 日 金曜日
場 所	島根県立松江農林高等学校音楽室
参 加 者	高音研に所属する音楽科教員 3 名, 筆者
内 容	参加者が持参した資料に基づくディスカッション
ト ピ ッ ク	A 教諭:「今学期の授業」, 「悩みその 1」, 「悩みその 2」, 「書き物指導」, (添付資料あり) B 教諭:授業内容について(キーボード), 資料作りについて, (添付資料あり) E 教諭:「著作権について考える」, (添付資料あり)

〔表 6〕及び〔表 7〕における 5 名は、日常の授業に関するトピックを挙げていた点で共通している²⁶⁾。

参加者は、各自の授業実践の紹介、年間指導計画の提示及び 1 年の反省と今後の展望等を資料として提供しており、活発な意見交換がなされた。特に E 教諭は、10 月に実施された研究会において、著作権について授業で取り扱ったことを報告している。著作権を含む知的財産権については、中学校及び高校の新学習指導要領において扱うことが新たに規定された内容であり²⁷⁾、E 教諭の報告は参加者の関心を集めるものとなった。

また A 教諭の場合は、平成 19 年度が教諭として採用された 1 年目に実施される「初任者研修」の年度にあたり、6 月に実施された研究会では、その反省と今後の展望を含めた資料を提供していた。また、10 月に実施された研究会では、初任者研修の翌年に当たる平成 20 年度の上半期における授業実践の報告をおこなっており、この研究会が継続的な資料提供による教育実践の理論的土台の強化や、さらに多様な教育実践の手法を会得する場として機能しているといえる。

他教科であれば、教員の所属する学校内において相互研鑽の場を設定することが可能であるが、Ⅳの 3 において指摘したとおり、島根県の高校音楽科教員は各学校に 1 名ずつの配置となっている現状がある。そのため、この有志による音楽教育研究会は、非公式なものながら、同一校内における教員同士の相互研鑽の場を代替し得ており、極めて有効な研究会として機能しているといえる。

(2) 各学校の年間指導計画等の収集調査

高音研は、「平成 19 年度高音研大会」におけるグループディスカッションへの資料提供を目的とした各学校の年間指導計画の収集とアンケート調査を実施した。アンケート調査に当たっては、高音研を組織する島根県内の公立高校及び私立高校を対象とし、高音研が以下の質問項目を設定した。

- ① うまくいっている単元の内容とその秘訣
- ② 授業の導入に心がけていること
- ③ 自習のときはこんな風になっている
- ④ 失敗談
- ⑤ 他の先生に聞いてみたいこと

- ⑥ 観点別評価について
- ⑦ 創作の授業について

平成19年度高音研大会では、島根県内の高校音楽科教員5名からなるグループを4グループ設定し、参加者が、作成した各学校の年間指導計画及び高音研による事前のアンケートを基礎資料としてグループディスカッションを行うこととなった。しかし、事前または事後に調査の集計は実施されず、各学校による年間指導計画等をグループ内で共有するにとどまった。その結果、他のグループの年間指導計画等の結果を閲覧する機会が不十分である状況が生じ、参加者からは、他校の年間指導計画等を一元的に閲覧できる機会を求める声が上がった。そこで、翌年の平成20年度に、高音研事務局が河添研究室に対して「収集調査」としてこれらの資料の集計を依頼し、筆者が研究担当者として、高等学校学習指導要領における「歌唱」、「器楽」、「創作」及び「鑑賞」の各分野または領域ごとに、「ねらい・目標」及び「評価の観点・評価の規準」に分けて集計した上で高音研に提示した。集計に際しては、高音研から提供された平成19年度高音研大会に向けて各学校が作成した年間指導計画等の資料に基づいている。まず、「ねらい・目標」の集計に際しては、資料にある「ねらい」、「目標」に相当する欄に記入されているものをそのまま抜粋した。また、「評価の観点・評価の規準」の集計に際しては、資料にある「評価規準」、「成績評価」、「評価方法」など、評価に関連する欄に記入されているものをそのまま抜粋した（〔資料1〕）。

なお、本来であれば資料提供のあったすべての学校について、抜粋したものを示すべきであるが、紙面の都合上その一部のみを示すことにする。なお、全ての提供分を集計したものについては、高音研事務局を通じて高音研に所属している各高等学校にフィードバックしたことを付け加えておきたい。

〔資料1〕を概観すると、それぞれにおいて視点の重複が見られることがわかる。特に、「評価の観点」及び「評価の規準」に関しては、本来、それぞれが区別して扱われるものであるが、集計に際して設定した「ねらい・目標」及び「評価の観点・評価の規準」の枠組みでは、これらの区別が曖昧であり、項目ごとの集計が不可能であった。そして、このことが次に述べる「統一フォーマット調査」における、記入項目の改善につながったのである。

3. 統一フォーマットによる年間指導計画の収集

収集調査においては、これまでに挙げた集計上の問題に加え、高音研の設定した質問項目の趣旨とは異なる回答や、質問項目に対する解釈の差異から生じた回答により、集計作業が煩雑なものとなった。そのため、高音研研究部会は様式を統一した上で再度のアンケート調査の実施を検討し、平成21年度に「統一フォーマット」による年間指導計画の収集（以下、統一フォーマット調査）を実施した。

統一フォーマットの作成においては、筆者が高音研の提案を基軸に作成段階での補助及び調整を担当した。具体的には、『MOUSA 1 研究資料編』に掲載されていた「年間指導計画例」²⁸⁾

〔資料1〕 「収集調査」 の項目別集計 (抜粋)

	ねらい・目標	評価の観点・評価の規準
表 現	- 姿勢よく取り組む - 歌にふさわしい発声を考えて取り組む - さまざまな芸術科曲に触れ、その美しさを感じ取る。 - パート練習やあわせを真剣に取り組む - ハーモニーの美しさを感じ取る。 - 卒業生を気持ちよく送り出せるような演奏を目指す - 一年の締めくくりとして全員が気持ちよく歌えるよう努める。 - 声を出すことの喜び、歌うことの楽しさを - 声を出すことの喜び、歌うことの楽しさを身につけることで、のびのびとした自己表現ができることを目標とする。 - のびのびとした自己表現を大切にしつつ、豊かな感情表現ができることを目標とする。 - 合唱を通して多様なパートが生み出す音楽の美しさを楽しむことを目標とする。 - 曲の種類に応じた発声ができる力をつける - 楽譜を理解して歌唱できる力をつける - 歌詞の内容を理解して豊かに表現できる力をつける。 - 音符と休符・拍子記号・音部記号などについて学び、楽譜を読み書きする力をつける。 - 聴音とリズム練習を通し、ソルフェージュ力をつける。 - 全体レッスン、個人レッスンを通し、発声技術の基礎を学ぶ - 合唱レッスン、パート別レッスンを通し、歌唱による表現を学ぶ。 - 個人レッスンを通して各自で選択した曲により、歌唱技能を発展させる。 - グループ別による演奏発表を通して、歌唱及び器楽の技能を発展させる。 - 歌唱、器楽の個人レッスンを公開形式にし、それぞれの技能を伸ばすと共に鑑賞能力を養う。	- 歌に集中しているか(歌詞に向き合っているか、自分の身体に意識を向けているか、気持ちがそれていないか) - 感情表現を心がけているか - 全体の響きを感じながら歌えているか - 授業の取り組み(関心・意欲・態度)を重視して評価する。授業に積極的に参加し意欲的に活動することが大切です。 「頑張った生徒が良い評価をもらう」 - 発声の基礎を習得し、自らの感性を顕す歌唱表現ができたか。 - 意欲を持って歌唱表現に取り組んだか。 - 歌唱表現と生活表現を結びつけることができたか。
	- コード演奏の方法を知り、技術を身に付けることで既存の簡易な曲が弾けるようになることを目標とする。 - グループ活動を通して今までの音楽経験の深化と統合を図り、音楽の楽しさを味わうことを目標とする。 - アルトリコーダーの基本的奏法を理解し演奏できる力をつける。 - クラシックギターの基本的奏法を理解し演奏できる力をつける。 - アンサンブル活動を通して豊かに表現できる力を身につける。 - アンサンブル活動を通して他と強調する心を身につける。 - 正しい指使い、息使いを体得する。 - 他者と心を合わせて演奏する。 - 日本の文化に親しむ。 - 全体レッスンを通し、キーボード・ギター・ドラムの基本的な技術を学ぶ。 - リズムと和音について学習し、音楽の基礎的な捉え方を養う。 - 個人レッスンを通して各自で選択した学期の技能を発展させる。 - ピアノ、歌唱、ギター、ドラムの即興演奏の方法を学び、ジャズや音楽療法などの理解を深める。 - グループ別による演奏発表を通して、歌唱及び器楽の技能を発展させる。 - 歌唱、器楽の個人レッスンを公開形式にし、それぞれの技能を伸ばすと共に鑑賞能力を養う。	- 意欲的に取り組んでいるか - 相手に合わせたアンサンブルができているか - ポイントをつかんで練習しているか - 創意工夫が見られるか - 授業の取り組み(関心・意欲・態度)を重視して評価する。授業に積極的に参加し意欲的に活動することが大切です。 「頑張った生徒が良い評価をもらう」 - 器楽の基礎を習得し、自らの感性を顕す歌唱表現ができたか。 - 意欲をもって器楽表現に取り組んだか。 - 器楽表現と生活表現を結びつけることができたか。
	- 簡易な旋律の作曲及び演奏 - 作曲活動を通して音に対する感性を豊かにすることを目標とする。 - かんたんな和声の仕組みを理解し、創作する。 - ピアノ、歌唱、ギター、ドラムの即興演奏の方法を学び、ジャズや音楽療法などの理解を深める。	- 集中して鑑賞しているか - 郷土および世界の音楽に対する知識、理解が深まったか - ポイントを押さえているか 「頑張った生徒が良い評価をもらう」 - 楽器や声による即興表現ができたか。 - 意欲をもって即興表現に取り組んだか。 - 即興表現と生活表現を結びつけることができたか。
鑑賞	- ジャズには様々な種類があることを知る。 - 難しく考えないでまず味わうことを知る。 - 同じ曲の聴き比べで理解・関心を広げる。 - また歌唱や器楽で使用する小曲及び関連する曲を随時鑑賞し、多面的な音楽のアプローチをするなかでより音楽の味わいが深まることを目指す。 - 幅広い音楽のジャンルがあることを知り、視野を広げていくことを目標とする。 - 風土や文化によって違う音楽が生まれていることに気づき、音楽の捉え方が深まっていくことを目標とする。 - 映画を通してモーツァルトの生き方や曲、時代背景について深く迫ることで、クラシック音楽に対する理解及び味わいがより深まることを目標とする。	- 集中して鑑賞しているか - 郷土および世界の音楽に対する知識、理解が深まったか - モーツァルト及びクラシック音楽に対する知識、理解が深まったか。 - ポイントを押さえているか - 授業の取り組み(関心・意欲・態度)を重視して評価する。授業に積極的に参加し意欲的に活動することが大切です。 「頑張った生徒が良い評価をもらう」 - 世界の諸民族の音楽の歴史や特徴を知り、音楽的な視野を広げることができたか。 - 民族や個人の固有の美意識を身体で感じ取り、自らの感性を高めることができたか。

を、発行元である教育芸術社の許可を得た上で一部改変及び参考として使用している。そして、作成した統一フォーマットの原案を高音研に提示し、同研究部会において最終的な様式の検討が行われた。

その結果、各学校が設定する授業の「題材（名）」を単位とし、扱う「教材（名）」、「題材設定の理由」、「題材の評価規準」、「授業時数」、「学習指導要領との整合性」の6項目について記入欄を設けることとなり、各学校に配布の後回収し、筆者（多賀）が研究担当者として集計を実施した。

本稿では、「題材の評価規準」に限定し、記入結果の集計と考察をおこなう。

（１）「題材の評価規準」とその集計

「題材の評価規準」の記入及び集計に際しては、「評価の観点」及び「評価の規準」を明確に分けた記入が可能となるように工夫した。具体的には、各学校が設定した「題材（名）」に対し、後述する高校音楽科の4つの評価の観点ごとに、「題材の評価規準」を記入する欄を設けている。

ここで、「評価規準」という用語について確認しておきたい。平成12年12月の教育課程審議会答申には、評価規準について以下の記述がある。

また、目標に準拠した評価を適切に行うため、児童生徒の学習の到達度を客観的に評価するための評価規準の研究開発を行い、学校の評価活動を支援することが必要である。²⁹⁾

統一フォーマットにおいて記入欄を設けた「題材の評価規準」とは、「題材全体の指導を通じて生徒が確実に身につけてほしい資質能力を評価の観点ごとに整理して具体的に示したもの」³⁰⁾である。つまり、Ⅱにおいて既に示した高音研のねらいとするところは、この「題材の評価規準」を分析することによって導出されると考えられる。

以下に、高校音楽科における評価の観点とその趣旨を示す（[表8]）。

[表 8]³¹⁾ 高校音楽科における評価の観点とその趣旨

関心・意欲・態度	芸術的な感受や表現の工夫	創造的な表現の技能	鑑賞の能力
音楽を愛好し、音や音楽に興味をもち意欲的、主体的に音楽活動を行い、その喜びを味わおうとする。	感性を働かせて、音楽の諸要素を知覚し、音楽のよさや美しさを感じ取り、創造的な音楽活動の工夫をする。	自己のイメージをもち、創造的な表現をするための技能を身につけている。	多様な音楽を理解し、そのよさや美しさを創造的に味わう。

以下に、統一フォーマットに記入された「題材の評価規準」を、[表8]の観点別に分類したものを示す（[資料2]）。

〔資料2〕 統一フォーマット調査による 「題材の評価規準」 の集計 (抜粋)

観点1 関心・意欲・態度	観点2 芸術的な感受や表現の工夫	観点3 創造的な表現の技能	観点4 鑑賞の能力
- 歌詞の内容に関心をもち意欲的に歌唱表現をしている。(歌唱イ 器楽ア) - 主体的にギター演奏に表現しようとしている。(歌唱イ 器楽ア) - 自ら進んでさまざまな楽器演奏に挑戦している。(器楽イ) - それぞれの国の音楽の特徴に関心を持ったか。(鑑賞イ, ウ) - 主眼的にギター演奏に取り組む、課題を克服しようとする。(器楽ウ) - 音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受して音楽をつくることに関心を持っている。(創作エ) - 主眼的にキーボードの練習に取り組む、課題を克服しようとする。(器楽エ) - のびのびと主眼的に表現しようとする。歌詞のイメージを積極的に感じようとする。(歌唱ア) - 歌詞の内容と本校の歴史に関心を持っている(歌唱ア 器楽イ) - リコーダーの基礎奏法に関心を持ち、意欲的に練習している(器楽イ) - 曲の内容や背景に関心を持ち、意欲的に工夫している(歌唱ア, イ) - 協力して曲を作り上げていくことに意欲を持って取り組んでいる(歌唱ア, ウ, エ) - 音楽の構成要素に関心を持ち、意欲的に取り組んでいる(歌唱ア) - 音楽の構成要素に関心を持ち、意欲的に練習している(創作エ) - 音楽の構成要素に関心を持ち、意欲的に練習している(創作ウ) - 音楽の構成要素に関心を持ち、意欲的に練習している(創作ウ, エ) - 生涯を通じて音楽を愛好している(鑑賞ウ) - アルトリコーダーに興味・関心をもち、演奏することに意欲的である。(器楽イ) - ギターに興味・関心をもち、演奏することに意欲的である。(器楽イ) - キーボードに興味・関心をもち、演奏することに意欲的である。(器楽イ) - 言葉と音の関係について興味・関心をもち、それを基にした創作活動に意欲的である。(創作エ) - 楽曲の特徴や奏法の違い、楽曲にふさわしい音高、美しい音色に関心を持ち、意欲的に表現している。(器楽ア) - 弾き語りに興味を持ち、歌いながら伴奏楽器としてキーボードを演奏する。(表現ア 鑑賞ウ)	- 楽譜から音程や、リズム、フレーズ等に関心を持ち、意欲的に表現している。(歌唱ア) - ギター伴奏における表現方法や、それらが生み出す曲想や美しさを感じ取り、楽曲にふさわしい表現を工夫している。(歌唱イ 器楽ア) - 楽譜からリズムやフレーズの特徴を把握し、さまざまな表現を工夫している。(歌唱イ) - 楽曲にふさわしい音楽表現を自ら研究・工夫しているか。(器楽ウ) - それぞれの国の音楽における、曲の構成、発声法、歌唱法、演奏法などの特徴を感じ取っている。(鑑賞イ, エ) - それぞれの国の文化を理解し、文化と芸術の関連を感じ取っている。(鑑賞イ, エ) - 自分なりのよい音のイメージを持ち、その音を出そうと工夫することができる。(器楽ウ) - 音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受した音楽づくりを工夫している。(創作エ) - コードのつながりがもたらす音楽の力を感じ取り、自分の演奏に生かすことができる。(器楽イ) - それぞれの楽曲の良さを感じ取り、それを生かして表現しようとする。(歌唱ア) - 歌詞の内容と本校の歴史を踏まえた上で、演奏を工夫している。(歌唱ア) - 曲想にふさわしいアーティキュレーションや音色を工夫している。(器楽イ) - 各自のパートや役割を考えながら表現の工夫をしている。(歌唱ア, ウ, エ) - 音楽の構成要素を感じ取り、自己表現に生かしている。曲想にふさわしいアーティキュレーションや音色を工夫している。(器楽イ) - 曲の内容や背景を理解し、それにふさわしい表現を工夫している。(歌唱ア, イ) - 各自のパートや役割を考えながら表現の工夫をしている。(歌唱ア, ウ, エ) - 音楽の構成要素を感じ取り、自己表現に生かしている。 - 音楽の構成要素を理解し、旋律作曲の工夫をしている。(創作エ) - 自己のイメージを持ちながら、作曲の工夫をしている。(創作ウ, エ) - 様々な音楽素材の魅力を感じ取り、表現の工夫をしている。 - 楽器の発達と楽曲の変化を感じ取っている。(鑑賞ウ)	- 楽曲を表現するための姿勢、呼吸法、共鳴法等の基本的な発声法を身につけている。(歌唱イ) - ギターの奏法を正しく体得し、楽曲を表現する技能が身につけている。(歌唱イ 器楽イ) - パートバランスに注意しながら調和のとれたアンサンブル活動ができている。(器楽ウ) - 適切な構え、指づかいでそれらしい音が出せる。旋律に応じたコードのリズムを工夫し、実践しようとする。(器楽ウ) - 音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受して音楽をつくる能力を身につけている。(創作エ) - 曲に応じた適切なコードを押さえたり、曲想に応じてリズムを変化させたりすることができる。(器楽エ) - 曲に適した表現の技能を身につけている。(歌唱ア 器楽ア) - 曲想にふさわしいアーティキュレーションや音色を表現する技能を身につけている。(器楽イ) - 正しい発声法を体得し、曲にふさわしい表現をする技能を身につけている。(歌唱ア, イ) - 各自のパートや役割にふさわしい表現の技能を身につけている。(歌唱ア, ウ, エ) - アルトリコーダーの基礎的な奏法・技法を身につけている。(器楽イ) - ギターの基礎的な奏法・技法、旋律、和音を考え工夫しながら構成し、創作表現する技能を身につけている。(創作ア, エ) - 楽器の特徴や奏法の違い、楽曲にふさわしい音高、美しい音色で表現する技能を身につけている。(器楽ア) - 経験に応じて違うパートも演奏し、キーボードアンサンブルをする。(器楽ア 鑑賞ウ) - 即興性だけに偏らず、理論的な技法も身につけようとしたか(創作イ, エ) - 発声、音程、リズムなど歌の表現の向上を図ろうとしている。曲に応じた表現を工夫している。(歌唱ア, イ 鑑賞ア) - 曲想に応じたリズムうちをしている。拍子やリズムの違いによる音楽の変化を創作にいかす能力を身につけている。(器楽イ 創作ウ, エ 鑑賞イ) - C・F・Gなどのコードが弾けている。ハーモニーの動きを感じながら歌唱できる。旋律・ハーモニー付けができている。(歌唱イ 器楽イ 創作ア, ウ, エ 鑑賞イ)	- お互いの演奏を注意深く聴き、助言しながら演奏活動が出来る。(器楽ウ) - それぞれの国の音楽やリズムの違いを聞き比べているか。(鑑賞イ, ウ) - 自分の音や友だちの音、参考CDの音源などを積極的に聴き、自分なりの良い音のイメージを持つことができる(器楽ウ) - 音楽を形づくっている要素を聴き取ったり、作曲者の思いを想像することができる。(創作エ) - 参考演奏や友だちの演奏から、リズムの工夫や旋律演奏の表現を聴き取ることができる。 - 曲種に応じた発声や、歌い手の言葉や声にこめられた思いを聴き取ることができる。(歌唱イ) - 曲の内容や背景を感じ取りながら鑑賞している(歌唱ア, イ) - 曲の構成要素を感じ取りながら鑑賞している(歌唱ア, ウ, エ) - 他者の作品の工夫した点を感じ取りながら鑑賞している(創作イ) - 音楽を自己表現する喜びを感じながら鑑賞している(鑑賞ウ) - ポピュラー音楽の歴史を理解し、その中で伴奏楽器の役割について考える(器楽ア 鑑賞イ) - 音源などを聞いて参考にしようとしたか(創作イ, エ) - 演奏者の発声や、言葉の発音などについて注意深く聴いている。(歌唱ア, イ) - 拍子やリズムの要素を知覚し、その働きを感受して鑑賞している。(器楽イ 創作ウ, エ) - ハーモニーの要素を知覚し、その働きを感受して鑑賞している。(歌唱イ 器楽イ 創作ア, ウ, エ 鑑賞イ) - 形式や構成を知覚し、その働きを感受して鑑賞している。(創作イ, エ 鑑賞イ) - 音色の違いを知覚しその働きを感受して鑑賞している。(歌唱イ, エ 器楽イ, エ 創作ウ, エ 鑑賞ア, イ, エ) - 創作した作品を聴き、音楽を形づくっている要素を知覚しその働きを感受して、お互いの作品の批評をしている(歌唱イ 器楽イ, エ 創作ア, イ, ウ, エ 鑑賞ア, イ, ウ, エ) - 曲の内容や背景を感じ取りながら鑑賞している(歌唱イ) - 曲の構成要素を感じ取りながら鑑賞している(器楽イ, ウ, エ 鑑賞ア, イ) - 曲の構成要素を感じて鑑賞している(器楽ア 創作ウ, エ 鑑賞ア, イ)

なお、() 内は同じく統一フォーマットにおいて記入欄を設けた「学習指導要領との整合性」に関する記入項目において、各学校が記入したものを参考として付したものである。本来であれば、すべての記入結果を示すべきであるが、ここでは本稿を進めるために最小限を示すにとどめている。

(2) 統一フォーマットの集計に基づく考察

以上に上げた「題材の評価規準」を概観すると、学習指導要領における指導事項が、1つの評価規準に対して複数設定されている例が見られる。このことは、すでに指摘した音楽科の授業時間数削減や、現行学習指導要領における、音楽Ⅰの「内容の取扱い」を意図して、複数の領域及び分野にまたがった領域横断的な授業展開がなされていることを示していると考えられる。

現行及び新学習指導要領の「内容の取扱い」には、それぞれ以下のように示されている。

(1) 内容のA及びBの指導に当たっては、中学校音楽との関連を十分に考慮し、それぞれ特定の活動のみに偏らないようにするとともに、相互の関連を図るものとする。また、Aについては、生徒の特性や学校の実態を考慮し、表現方法や表現形態を適宜選択して扱うことができる。³²⁾

(1) 内容のA及びBの指導に当たっては、中学校音楽科との関連を十分に考慮し、それぞれ特定の活動のみに偏らないようにするとともに、A及びB相互の関連を図るものとする。³³⁾

統一フォーマット調査の目的は、「島根県高音研として、県内の高校生に「音楽Ⅰ」の授業を通して身につけさせたい力について、内容及び学習指導要領との関連を明確にしていく」³⁴⁾ ことにある。筆者はこのことを、「学習指導要領を踏まえ授業を通して生徒に身につけさせたい基礎・基本を決定すること」と言い換えることができると考えた。そして、このことが教育用語として用いられている「ミニマム・エッセンシャルズ」策定に相当する旨を、河添研究室の側から平成21年1月に開催された高音研理事幹事会に対し提言した。このことが、島根県の高등학교音楽科におけるミニマム・エッセンシャルズ策定の契機となったのである。

また、これらの「有志による音楽教育研究会」及び「収集調査」をはじめとする高音研の研究活動は、島根県の高校音楽科教員が教育水準の維持向上に対する高い意識をもっていることを示すものであり、高音研会則第4条に目的として規定されている、「会員相互の融和と自主的な研究活動を推進」することに合致していると考えられる。

Ⅶ まとめ

本稿では音楽Ⅰに限らず、小学校から高校までの音楽科におけるミニマム・エッセンシャルズ策定を試みた研究は先行研究が存在しないことを指摘してきたが、本研究によって、島根県の高校音楽科教員のもつ日常の授業実践の質的向上を求める思考や欲求が、統一フォーマット

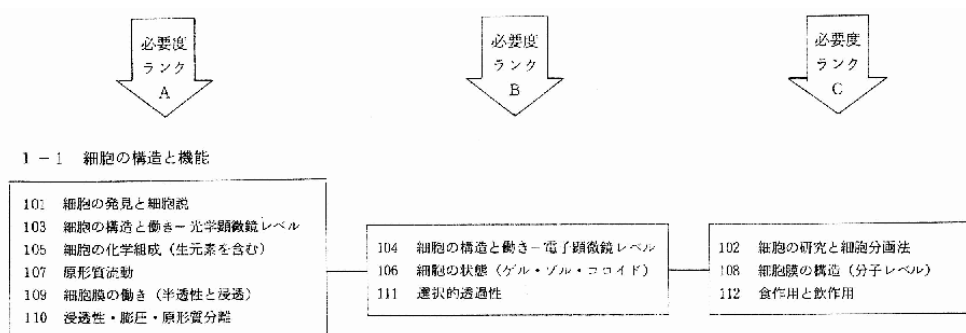
調査によるミニマム・エッセンシャルズ策定の土台となっていることを確認することができた。加えて、上述の思考や欲求がミニマム・エッセンシャルズ策定に収斂してゆく過程を、高音研による一連の研究活動を整理することによって明らかにできたことは、本研究の成果として自負するところである。

また、課題としては次の2点が挙げられる。

第1点目には、ミニマム・エッセンシャルズそのものの在り方が不明確なままである点が挙げられる。Ⅴにおいて統一フォーマット調査における記入結果の一部を示した。これらは、ミニマム・エッセンシャルズ策定へ向けての素材となり得るものの、現状では、ミニマム・エッセンシャルズそのものを可視化する方策についての検討には至っていない。Ⅱにおいて示した梅埜らの研究では、「小単位」ともいうべきミニマム・エッセンシャルズの策定を試みているが、このことは、上述したミニマム・エッセンシャルズの活用方法とも関連しており、今後検討を加える必要があると考える。

第2点目には、統一フォーマット調査における記入結果の集計が不十分である点が挙げられる。Ⅴの3の(1)において示した「題材の評価規準」に関しては、国立教育政策研究所の示す4つの観点に従って調査及び集計を行った。しかしながら、統一フォーマット調査によって収集した各学校による「題材(名)」及び「教材(名)」に関しては、上述の「題材の評価規準」の集計にみられるような視点を設定し得ておらず、集計または分類のどちらもおこなえていないのが現状である。集計あるいは分類をおこない得ていない背景には、同じくⅤの3の(1)で述べたとおり、各学校が設定するそれぞれの題材が複数の領域または分野にまたがる領域横断的な授業展開を企図しているものが散見されることが挙げられる。例えば、「教材(名)」を分類する際、領域横断的な授業展開にあって、いかなる領域または分野においてその教材を使用したかの特定は、統一フォーマットからは困難であろう。したがって、上述した分類の視点を設定することに加え、統一フォーマットそのものの記入形式について、今後改善の余地があると考えられる。

[図 1]³⁵⁾ 梅埜によるミニマム・エッセンシャルズのモデル



謝辞

本研究を進めるにあたり、高音研の先生方をはじめ、ご協力を頂いた多くの先生方に感謝申し上げます。

付記

本稿は、平成21年度島根大学大学院教育学研究科修士論文を加筆・修正したものである。

<主要参考・引用文献>

[書籍]

- ・梅埜國夫 1989『ミニマム・エッセンシャルズ策定に基づいた高校生物教育課程の開発研究』国立教育研究所
- ・小島律子, 澤田篤子 1998『音楽による表現の教育 ― 継承から創造へ ―』晃洋書房
- ・千成俊夫 1982『<基礎学力保障のために 6> 達成目標を明確にした音楽科授業改造入門』明治図書
- ・中等科音楽教育研究会 2009『最新 中等科音楽教育法 中学校・高等学校教員養成課程用』音楽之友社
- ・中内敏夫 1971『学力と評価の理論』国土社
- ・西園芳信, 伊野義博 2008『平成20年度改訂 中学校教員養成課程講座 音楽』ぎょうせい
- ・西園芳信 1993『音楽科カリキュラムの研究 ― 原理と展開 ―』音楽之友社
- ・日本音楽教育学会 2000『音楽教育学研究3 音楽教育の課題と展望』音楽之友社
- ・文部科学省 1999『高等学校学習指導要領解説 芸術（音楽 美術 工芸 書道）編 音楽編 美術編』教育芸術社
- ・文部科学省 2009『高等学校学習指導要領』東山書房
- ・文部科学省 2008『中学校学習指導要領』東山書房
- ・文部科学省 2008『中学校学習指導要領解説 音楽編』教育芸術社

[論文]

- ・島崎篤子 2007「音楽教育における学力」『教育学部紀要』第41集 文教大学教育学部
- ・中嶋恒雄 2000「多文化理解教育と音楽教育 ― 高等学校におけるその成果と展望 ―」『音楽教育学研究3 音楽教育の課題と展望』音楽之友社

[事典] (年代順)

- ・第一法規出版 1990『新教育学大辞典 第1巻』
- ・第一法規出版 1990『新教育学大辞典 第3巻』
- ・第一法規出版 1990『新教育学大辞典 第4巻』
- ・第一法規出版 1990『新教育学大辞典 第6巻』
- ・三省堂 1992『コンサイス外来語辞典 第4版』

<注及び引用文献, 引用 web 資料>

- 1) 文部科学省 2009『高等学校学習指導要領』京都 東山書房：p.98
- 2) P D F 文書
「幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)」文部科学省ホームページ
<http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/news/2008117.pdf>：p.50
- 3) 中内敏夫 1971『学力と評価の理論』東京 国土社：p.19
- 4) 今野喜清 1990『新教育学大辞典 第6巻』東京 第一法規出版：p.329
- 5) 梅埜國夫 1989『ミニマム・エッセンシャルズ策定に基づいた高校生物教育課程の研究開発』国立教育研究所
- 6) Ibid：p.1
- 7) 梅埜は, 小学校「理科」では131語, 中学校「理科」で472語, 高等学校「理科Ⅰ」では1,182語, 同「生物」では4,105語が掲載されていることを明らかにした。
- 7) 調査にあたっては, 高校教員, 教育センター所員及び大学関係者を対象としている。
- 8) 調査にあたっては, 高校生物教育における国民的教養としての重要度を, 0 から 3 までの 4 段階に分けて回答を求めている。
- 9) 1992『コンサイス外来語辞典 第4版』東京 三省堂：p.972
- 10) 今野喜清 1990『新教育学大辞典 第6巻』東京 第一法規出版：p.329
- 11) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十条
「高等学校は中学校における教育の基礎の上に, 心身の発達に応じて, 高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする」と示されている。
- 12) 今野喜清 1990『新教育学大辞典 第6巻』東京 第一法規出版：p.329
- 13) Ibid.
- 14) 「法教育, 環境教育など教科内に」『教育新聞』2005年9月22日 第1面
- 15) 「高等学校における各教科・科目及び単位数等の変遷」文部科学省ホームページ
<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/028/siryo/06041807/008/002.pdf>をもとに, 筆者が作成した。
- 16) 山口(2000)を参照した。
- 17) 「教育課程の編成・実施状況調査 平成19年度(公立高等学校)」文部科学省ホームページ
<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo3/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2009/04/30/1260129_9.pdf>
- 18) 文部科学省 2009『高等学校学習指導要領』京都 東山書房：p.19
- 19) 島根県の各公立高校が発行する学校要覧のうち, 最新である平成21年度のを参照した。
- 20) ここでは, 校長, 教頭, 教諭, 助教諭, 養護教諭, 養護助教諭, 常勤講師をあわせて教員としている。
- 21) 島根県の公立高校に勤務する教員数の集計は以下に基づいて行った。
「島根県：学校基本調査の結果概要」島根県教育委員会ホームページ
<http://www.pref.shimane.lg.jp/kyoikuiinkai/staadd/kihontyousa/h15_kiuhonchosa.html>
<http://www.pref.shimane.lg.jp/kyoikuiinkai/staadd/kihontyousa/h20_kihontyousa.html>
- 22) 公立高校及び私立高校を含む。
- 23) 「島根県高等学校音楽教育研究会会則」第3条

- 24) 個人が特定される可能性のあるタイトルについては、筆者の判断で一部を修正した。
- 25) 同上。
- 26) [表6] 及び [表7] におけるA教諭, B教諭, E教諭は同一人物である。
- 27) 文部科学省 2008『中学校学習指導要領』京都 東山書房：p.78
文部科学省 2009『高等学校学習指導要領』京都 東山書房：p.99
- 28) 『MOUSA1 研究資料編』東京 教育芸術社：p.8-9
- 29) 「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」文部科学省ホームページ
- 30) P D F 文書
「高等学校：指導と評価の年間計画・評価規準の作成について 平成17年版」岐阜県総合教育センターホームページ
<http://www.gifu-net.ed.jp/ssd/sien/hyouka_kou/files/07-1music.pdf>：1
- 31) 「評価規準の作成, 評価方法の工夫改善のための参考資料(高等学校) — 評価規準, 評価方法等の研究開発(報告) — 第7章 芸術」国立教育政策研究所ホームページ
<<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/kou-sankousiryoku/pdf/1/gei-jyutu.pdf>>：芸-1
- 32) 文部科学省 1999『高等学校学習指導要領』解説 芸術(音楽 美術 上芸 書道)編 音楽編 美術編
東京 教育芸術社：p.329
- 33) 文部科学省 2009『高等学校学習指導要領』京都 東山書房：p.99
- 34) 平成21年1月26日の高音研理事幹事会(於：島根県立松江農林高等学校)における配布資料「高音研今後の研究について概要説明」による。
- 35) 梅埜國夫他 1989『ミニマム・エッセンシャルズの策定に基づいた高校生物教育課程の研究開発』国立教育研究所：p.22